公示

農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

茨城県知事

登録番号 21		录年月日	平成144	年5月31日						
登録検査機関	目の名称 つく	つくば市谷田部農業協同組合								
代表者氏名	代表理事組合長	中島(
主たる事務所 の 所 在 地										
登録の区分	品位等検査									
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆									
検査を行う区域	農産物検査員						成分検査業務受委託先			
		氏 名		農産物の	つ種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名 称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
茨城県	Ŕ	所関 久		もみ、玄米、小麦、	大麦、大豆	K0813410				
	乜	7澤 正章	Ī	もみ、玄米、小麦、	大麦、大豆	K0814411				
	ナ	太塚 秀明	1	もみ、玄米、小麦、	大麦、大豆	K0815412				
	村	本 安弘	7	もみ、玄米、小麦、	大麦、大豆	K0819413				
	J	田 良明	1	もみ、玄米、小麦、	大麦、大豆	K0831027				
		埜口 祐		もみ、玄米、小麦、	大麦、大豆	<u>K082022002</u>				
備考	登録更新(令和4	年5月31	日から令和9年	5月30日まで)、月	農産物検査員	ラの追加 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。